

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **予想信用損失適用指針の文案**

---

## 1. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）について、事務局がこれまでに行った提案を反映した現時点における文案（HP では非公表）をお示しするものである。一部の文言について表現の見直しを行っており、変更点を修正履歴付でお示ししている。
2. 第 547 回企業会計基準委員会等<sup>1</sup>において聞かれた次の意見に対応し、IFRS 第 9 号「金融商品」におけるローン・コミットメントの範囲とより整合的になるように、「当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約」とした上で、略称定義を「貸出コミットメント等」とする修正を行っている（第 22 項参照）。
  - (1) クレジットカード契約については、貸付であるという法的構成の他に、立替払契約である又は債権譲渡契約であるといった様々な法的構成が存在する。このため、クレジットカード契約を「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」の定義に含める場合、現行の日本基準の定義のみで十分か疑義がある。
3. 具体的な文案（HP では非公表）は、本資料の次頁以降に記載している。

### ディスカッション・ポイント

予想信用損失適用指針の文案（HP では非公表）についてご意見を伺いたい。

以 上

---

<sup>1</sup> 第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）及び第 238 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 15 日開催）を合わせて「第 547 回企業会計基準委員会等」という。